

ランデブーフィジー
プログラム利用規約約款



Rendezvous Fiji

Postal address: P.O.Box 2042 Nadi Town, Fiji Island
Residential address: Uciwai road, Nadi, Fiji Island
Tel: +679 773 5630 / +679 776 7706

第一章 総則

第1条（約款の効力）

株式会社ランデブービーチリゾート（以下、「ランデブー」といいます。）とおお客様との間で締結する「スタディ&ステイ・プログラム（仮称）契約」（以下、「スタディ&ステイ契約」といいます。）は、特段の書面による定めのないほかは、この約款で定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

第2条（定義）

- 1 本契約に定める用語は、以下の用例に従います。
- 2 「スタディ&ステイ契約」とは、語学研修・ボランティア研修および留学等のための受入研修機関への入学手続き、送迎、その他の手続代行および、その研修期間中の宿泊施設の利用契約をいいます。
- 3 「プログラム」とは、前項の語学研修・ボランティア研修および、その研修期間中の宿泊についての目的地および日程、一連のサービスの内容および代金の額をさだめた計画をいいます。
- 4 「到着日」とは、プログラムの内容のうちそのサービスや研修の一部もしくは全部が各受入機関等からお客様へ提供される国への到着日を指します。

第3条（プログラム契約の内容）

ランデブーは、お客様が、ランデブーの定めるプログラムの日程に従って、サービスの提供をうけることができるように、手配し、日程の管理をすることを引き受けます。

第4条（本契約における金銭の指定）

- 1 本契約における料金その他金銭の支払に関する事項は、申込時のフィジードルにより定め、為替の変動によってフィジードルでの支払額は変動を受けないものとします。なお、本契約に関する料金その他金銭の支払は、クレジットカードでの支払い又は銀行振込による支払でしていただきます。
- 2 クレジットカードでの支払をなすときには、所定の代金に加えて5%の銀行手数料が加算されることとなります。
- 3 銀行振込での支払をなすときには、銀行振込手数料は、お客様の負担となります。

第二章 契約の締結

第5条（契約の申込み）

- 1 契約の申し込みをしようとする者は、次の事項をランデブーに申し出ていただきます。
 - (1) お客様名・住所
 - (2) ランデブー提供の宿泊施設の滞在日および到着予定日・時刻
 - (3) 本契約料金
 - (4) その他ランデブーが必要と認める事項
- 2 前項（3）の本契約料金は、学校手配に必要な費用、通信費、海外送金に必要な費用、入学金、授業料、受講料、学校が手配する滞在施設利用料（滞在施設により、所定の食事提供も含む。ただし、食事の時間のホームステイ先在宅が条件）、学校スタッフによる空港出迎（往復もしくは片道のみ）、フィジーのビザ申請認可手続き費用（滞在日数と滞在方法による）、フィジー政府の税金を含みます（留学プログラム内容により、その他留学プログラムに関わる諸費用が含まれる場合があります。）。その一方で、現地での移動費用、交通費、日本と渡航先の国との間の往復航空運賃、渡航手続取扱料

金、日本国内の空港施設使用料、外国の空港税・出入国税・検疫料・燃油サーチャージ、海外旅行将棋保険料、現地での傷害、疾病等に関する医療費、ローンご利用の際のローン手数料、査証代金、個人的性質の諸費用（電話・通信費、クリーニング代、食事等）などは含みません。

- 3 為替相場が著しく変動した場合、現地税制が改定された場合、入学金・授業料その関係先に支払うべき費用が改定された場合、その差額だけ前項前段に定める各種費用・代金を増額又は減額することがあります。増額の場合にはその差額をお客様に負担していただきます。なお、当該増額費用の支払方法は、第4条に準じます。
- 4 前項の増額請求に対し、お客様が解約をされる場合は、返金手続きを行います。

第6条（契約締結の拒否事由）

- 1 ランデブーは、次に掲げる場合において、プログラム契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) プログラムの申込みが、この約款によらないとき
 - (2) お客様が未成年者である等の理由により、留学プログラム契約の申込みについて法定代理人（三親等以内の親族）の同意が必要な場合に、その同意がないとき。
 - (3) 当社がお客様に対して保証人を要求した場合に、保証人がいないとき。
 - (4) お客様が希望する学校、宿泊施設の定員に受入可能枠や手続き期間に余裕がないなど、客観的に留学プログラムが認められる可能性がないことが明らかなき
 - (5) お客様が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
 - (6) お客様の過去の既往症または現在の心身の健康状態からして、プログラムに参加することが不適切であると当社が認めたとき
 - (7) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
 - (9) お客様が代金等に係る債務の一部又は全部を第7条の定める方法に従って決済できないとき、またはお客様の有するクレジットカードが無効であるとき、若しくはクレジットカードの審査が通過しないとき
 - (10) お客様が暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうロゴ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会勢力（以下、これらを「反社会的勢力」といいます。）または反社会的勢力であったと認められるとき
 - (11) お客様の申込を承諾することでプログラムのスムーズな運営に支障をきたすおそれがあると当社が判断したとき
 - (12) お客様の申込を承諾することが、プログラムの目的、参加学校の趣旨等に照らし、ふさわしくないと当社が判断したとき

第7条（契約の成立等）

- 1 お客様は、契約の申込みをなすとともに、ランデブーの指示するウェブページからクレジットカード情報をセキュリティカードから入力するものとします。
- 2 お客様において、前項の手段をとれない場合には、お客様は、当社が指定する口座に対して、振込みあるいは他所定の方法で、当社の指定する日までに、別途指定する申込金を入金します。なお、申込金のお支払は原則として一括払いとなりますが、やむを得ない場合には、分割払いにすることもあります。
- 3 前項のために必要な振込手数料その他の費用は、お客様の負担とします。
- 4 本契約は、本条2項の定めによる申込金の入金があった時点（分割払いの場合は、初めの分割金の入金があった時点）で本契約が成立するものとします。なお、申込金は、

一括払いか分割払いにかかわらず出発前に全額支払っていただきます。

第8条（申込金）

- 1 第7条第2項に定める申込金を同項の規定により当社が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当社がその旨を見積書または予約確認書でお客様に告知した場合に限ります。
- 2 申込金は、まず、お客様が最終的に支払うべきプログラム利用料金に充当し、第11条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第9条の規定による料金の支払いの際に返還します。

第9条（旅行代金）

- 1 お客様は、ランデブーの指定する期日までに、本契約所定の金額を本契約の代金として支払わなければなりません。
- 2 ランデブーは、提携会社のカードにより所定の伝票へのお客様の署名なくして本件契約の代金の支払いを受けます。また、カード利用日は、申込金については契約成立日とし、申込金を除く代金についてはプログラム開始日以降で書面に記載する日とします。

第10条（ルームデポジット）

- 1 お客様が宿泊施設にチェックインする際に、フィジドルにてルームデポジットをいただきます。
- 2 ルームデポジットは、宿泊部屋の鍵の紛失、宿泊部屋の備品の破損、その他宿泊施設の物品等の破損により、損害を生じさせたときに、その損害を補填するために使用されます。なお、ルームデポジットのみでは、損失を補填できない場合には、不足分の損失を賠償してもらいます。
- 3 ルームデポジットは、前項に定める損失の補填に使用されるものですので、食事や買い物、バンチャーター等の前項に定める場合以外に使用することはできません。
- 4 ルームデポジットは、お客様がチェックアウトする際に、第2項の損失の補填後にフィジドルにて返還しますので、これ以前にルームデポジットを返還することはありません。

第11条（団体予約）

2人以上の複数のお客様（以下、「構成員」といいます。）が本契約を申し込む場合には、その責任ある代表者を定めていただきます。代表者を定めて申し込んだ契約については、以下により取り扱うものとします。

- (1) 当社は、お客様が定めた代表者（以下、「契約責任者」といいます。）が構成員の契約の締結に関する一切の権限を有しているものとみなして当該契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。
- (2) 前号による契約の成立時期については、第7条に準じます。
- (3) 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務について何らの責任を負うものではありませんので、構成員間同士のトラブルは、構成員間で解決して下さい。
- (4) 契約が締結された場合は、契約責任者は当社が定める日までに構成員の人数を通知し又は名簿、同行者情報を当社に提出しなければなりません。
- (5) 当社は、契約責任者から構成の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成員に帰属するものとします。

第三章 契約の変更

第12条（やむをえない契約内容の変更）

- 1 ランデブーは、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊期間等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他のランデブーの関与し得ない事由が生じた場合において、プログラムの安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他のプログラム契約の内容（以下、「契約内容」といいます。）を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。
- 2 前項に規定する他、学校、宿泊施設その他の現地機関の都合、各種交通機関のスケジュールの変更、改正、又は当社が管理できない事由により、日程、学校、宿泊施設、その他プログラム内容等が変更されることがあります。
- 3 本条によるプログラムの延長に伴い生じた費用の増加については費用の清算を行います。

第13条（ホームステイ先の都合による変更）

ホームステイ滞在を申し込んだ場合において、ホームステイ先の都合により、一度決定された滞在先が現地到着前又は現地到着後にお客様に事前に通知することなく変更になる場合があります。

第14条（お客様の都合による契約内容の変更）

- 1 到着日以後は、お客様は、選択したプログラムの内容・期間の変更を、お客様の都合によりすることはできません。いかなる理由（例えば、ホームステイ先の人種・宗教・職業・家族構成・性格等）をもっても返金・振り替えは、お断りいたします。
- 2 宿泊施設の利用期間の変更については延長を申し出ることができます。この場合、ランデブーはできる限りお客様の希望に沿うことができるように対応します。ただし、宿泊施設等の定員、時期その他の事情により、お客様の希望に沿いかねるときにはこの限りではありません。

第15条（ホームステイ先の変更）

- 1 お客様が現在のホームステイ先から別のホームステイ先への移動を希望する場合には、できる限りお客様の希望に沿えるように対応します。ただし、変更先のホームステイ先の都合や状況により変更が不可能な場合があります。
- 2 前項に基づきホームステイ先を変更する場合には、滞在変更手数料として600フィジードルと2週間分のホームステイ費のお支払をしていただきます。当該用のお支払がない場合には、ホームステイ先の変更はできません。

第16条（ランデブーからホームステイへの変更）

- 1 お客様がランデブーからホームステイへの移動を希望する場合には、できる限りお客様の希望に沿えるように対応します。ただし、変更先のホームステイ先の都合や状況により変更が不可能な場合があります。
- 2 前項に基づき、ランデブーからホームステイへの変更する場合には、滞在変更手数料600フィジードルとホームステイへの移動日からのホームステイ費を支払っていただきます。当該費用のお支払がない場合には、ホームステイへの変更はできません。

第17条（ホームステイからランデブーへの変更）

- 1 お客様がホームステイからランデブーへの移動を希望する場合には、できる限りお客

様の希望に沿えるように対応します。ただし、ランデブーの宿泊状況等により変更が不可能な場合があります。

- 2 前項に基づき移動する場合には、ランデブーへの移動日からの宿泊費を支払っていただきます。当該費用のお支払がない場合には、ランデブーへの変更はできません。

第18条（ランデブー内での部屋の変更）

- 1 お客様がランデブー内で部屋の変更の希望する場合には、できる限りお客様の希望に沿えるように対応します。ただし、ランデブーの宿泊状況等により変更が不可能な場合があります。
- 2 前項に基づき、ランデブー内で部屋を変更した場合に、宿泊費用に追加の差額分が生じたときには、お客様にその差額分をお支払いいただきます。
- 3 お客様の要望により部屋を変更したことで、当社に損失が生じた場合には、お客様に当該損失を請求させていただくことがあります。

第19条（プログラム期間の短縮、プログラムの変更）

- 1 到着日の前日以前に、お客様より当社に対しプログラムの内容の変更を申し出ることができます。この場合、当社は、できる限りお客様の希望に沿えるように対応しますが、学校、入国管理局、宿泊施設等の定員・時期その他の事情により変更できないときもあります。なお、当社が当該変更依頼を承諾したときに、プログラムについて所定の変更がなされたこととなります。
- 2 手配開始後については、受入機関が別途定める変更手数料がある場合、当該手数料を合わせてお支払いいただきます。また、プログラムを変更したことにより、ビザの申請手数料が再度発生した場合には、当該手数料をお支払していただきます。
- 3 当社がお客様に対し返還すべき料金がある場合、返金によって生じる振込手数料等は、お客様に負担していただきます。

第20条（プログラム代金の額の変更）

- 1 当社は、運送機関について適用を受ける運賃・料金（以下この条において「適用運賃・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の変化等により、募集の際に明示した時点において有効なものとして公示されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合においては、当社は、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することができます。
- 2 当社は、前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって十五日目に当たる日より前に旅行者にその旨を通知します。

第21条（到着日変更）

- 1 当社は、お客様から到着日の変更の申出があった場合に可能な限り変更に応じます。ただし、到着日の変更により受入機関等への追加の費用が発生した場合には、当該費用をお支払いいただきます。
- 2 前項により到着日を変更したために、為替が著しく変動するなどの要因が生じた場合には、当社は当初のプログラム料金を変更し、差額を請求することがあります。なお、当該差額分については、出発前に支払っていただきます。
- 3 お客様の要望により到着日を変更したことで、他のお客様の予約をキャンセルせざるを得なくなったときにおいて、当社に損失が生じた場合には、お客様に当該損失を請求させていただくことがあります。

第四章 履行と責任

第22条（旅行保険の締結）

- 1 お客様は、住所地を出発するまでに、現地での病気・傷害に備え、お客様本人がより快適にかつ安心して海外生活を送るために、海外旅行傷害保険を必ず締結して頂きます。保険加入の際に保険会社から送られてくる書類を必ずご持参ください。カード付帯の保険の場合、保険内容を必ずご確認ください。
- 2 ランデブーは、出発までにお客様が前項の保険契約を締結していない場合、契約を解除することができます。

第23条（指示の遵守等）

お客様は、プログラム開始後から終了までの間において、プログラムを安全かつ円滑に実施するためにランデブーの指示に遵守する必要があります。お客様は、英会話レッスン、学校、宿泊施設等においては、各施設の定める利用規則を遵守しなければなりません。

第24条（禁止行為）

お客様は、次に掲げる行為をすることを禁止します。

- (1) 他の留学生を他の学校に誘う行為
- (2) ランデブー内で、物品や食事などの販売行為
- (3) マッサージ、散髪、英語レッスン等の役務を行い、金銭を受け取る行為
- (4) 他の留学生その他の第三者（当社のスタッフを含む）を誘い、団体を形成し、当社に異議を申し立てる行為
- (5) 他の留学生その他の第三者と集団を形成し、当社の営業を妨害する行為
- (6) 当社の運営方法や営業方法または管理方法に介入する行為およびこれらの方法に関する指示に従わない行為
- (7) 他の留学生その他の第三者との間との口論や暴力を伴う喧嘩
- (8) その他当社とお客様およびその他の第三者の信頼関係を破壊する行為

第25条（プログラムの管理）

ランデブーは、お客様の安全かつ円滑なプログラムの実施を確保することに努力し、お客様に対し、状況に応じて、プログラムの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずるために最善を尽くします。また、諸般の事情により、提供されるプログラムの内容を変更するときは、変更後のサービスが当初のサービスと同様のものとなるよう努めます。

第26条（保護措置）

ランデブーは、お客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずるときがあります。また、お客様は、スタッフの勤務時間内（午前9時より午後4時まで）であると勤務時間外であると、緊急事態においては、その助力を求めることができます。この場合において、これがランデブーの責めに帰すべき事由によるものでないときは、交通費等の当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用をランデブーが指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。また、勤務時間外における時間外手当については、お客様負担とすることがあります。

第27条（責任）

- 1 ランデブーは、本契約の履行に当たって、故意又は重過失に基づかない損害については責任を負いません。
- 2 ランデブーが、本プログラムの履行としてホストファミリーを斡旋した場合、ランデブーは、ホストファミリーとお客様との間に生じる問題については、ランデブーは、

関与せず、金銭的または法的責任を負いません。

- 3 天災等の不可抗力によりお客様に損害や追加の費用が生じたとしても、当社はそのらの損害や費用については責任を負いません。

第28条（免責）

- 1 ランデブーは、以下に列挙する事由によるプログラムの変更によりお客様に生じた損害については責任を負いません。また、以下の事由に該当する場合、プログラム料金、変更手数料等、お客様がすでにランデブーに支払済みの費用は返金致しません。
 - (1) 授業、学校、宿泊施設、その他の内容がお客様に適合しない場合であって、その適合しないのが、お客様の主観的事由に基づく場合
 - (2) 天災地変、戦争、暴動、ストライキ、断水、停電、バスやタクシーの遅延、道路の閉鎖、その他ランデブーの管理できない事由により、日程、その他のプログラム内容が変更された場合
 - (3) 各種交通機関のスケジュールの変更、改正、その他の事由により、日程、その他のプログラム内容が変更された場合
 - (4) 政府の法律や手続きの変更または遅延、飛行機のスケジュール変更により、お申し込み後、ビザの追加費用や書類、時間などが必要となる場合
 - (5) 出入国管理局のビザの認可の否可や内容変更、あるいは指示によって、プログラムを履行できなくなった場合
- 2 ランデブーのプログラムによって手配を行ったランデブー以外の宿泊先や学校などの料金や内容の変更によって生じる料金の増加やお客様に生じた損害（(例) 学力不足、障害、素行その他の問題で個別授業を受ける必要があると学校が判断した場合の追加費用。学校スケジュールの日程変更。アパートの家賃改定）については、ランデブーは連絡を受け次第すみやかにお客様にご連絡しますが、これにより金銭的又は法的な責任を負うものではありません。
- 3 お客様の故意または過失によって、ランデブーが金銭的又は法的責任を負い、ランデブーが金銭を支払い又は支払義務を負担し、その他損害を被った場合には、お客様はランデブーに対し、直ちに、損害を賠償しなければなりません。
- 4 お客様は、個人の責任において行動するものとし、次に例示するような事柄の責任は、お客様個人に帰し、ランデブーは何らの責任も負いません。なお、暴行や盗難などの犯罪行為がランデブー内で発生した場合やお客様が未成年者であるにもかかわらず飲酒や喫煙をしていた場合には、現地の警察に通報したうえで、警察に対応していただきます。
 - (1) お客様が現地の法令を遵守し、刑事事件又はそれに準ずる行為を行わないようにすること
 - (2) お客様が現地滞在中に、現地における危機管理、安全、健康その他に配慮をし、事件又は事故に巻き込まれないようにし、病気等にならないように配慮すること
 - (3) お客様において、ランデブー、宿泊施設に宿泊する他の者、その他の第三者との間で、円満な人間関係を築き、紛争を回避し又は発生した紛争を解決すること
 - (4) お客様は必ずビザの有効期限を確認し、期限内以内にフィジーより出国すること
- 5 当社からアレンジしているトランスポートは、当社とは別の業者が業務をしておりますので、トランスポートの遅延やトラブルについては、当社は一切の責任を負いません。
- 6 当社からアレンジしているベビーシッターは、ベビーシッターとしての資格を有しているとは限りません。また、当社はベビーシッターのアレンジのみをさせていただきますので、当社がベビーシッターを指揮監督しているわけではありません。ですので、ベビーシッターがついている際に起こった事故については当社は責任を負いません。
- 7 この契約による当社のサービスは、契約締結時からランデブーをチェックアウトする

日までの期間とします。ただし、本契約の解約・解除の場合は、当該解約の申出を当社が承諾した日までとします。到着後の変更／解約による返金等についてはお客様が各学校・機関との間における法律関係によるものであり、当社はその責任を負わないものとします。

- 8 親子留学におきまして、車での送迎でお子様が車の損壊や車内での喧嘩その他不適切な行為をされた場合には、今後の車での送迎を拒否することがあります。なお、車での送迎を拒否した場合においては、送迎代などの費用は一切返金しません。

第29条（学校に関する責任）

- 1 現地の学校の臨時休校、学校の都合による短縮授業、教師の欠席等は、当社の原因により生じるものではありませんので、現地の学校に異議やクレームを申し立ててください。
- 2 前項に記載する事由が原因で、お客様が転校を希望されたとしても、学生ビザとの関係上、転校手続きは一切できません。
- 3 お客様が学校で暴行や盗難などの犯罪行為等により被害を被られたとしても、当社は一切の責任を負いません。万が一、犯罪行為等により被害を受けた場合には、現地の警察に通報する等の適切な処置をして下さい。
- 4 お客様の個人的な都合により休学した場合において、出席すべき日数に対し欠席日数の割合が30%以上に達したときには、当社は、お客様の学生ビザの取消の手続きを行います。なお、その場合において、強制的に出国扱いとなりますが、このことによりお客様に損害が生じたとしても当社は一切の責任を負いません。
- 5 お客様が無断で他校に通学した場合には、直ちに学生ビザの取消の手続きを行います。なお、この場合において、お客様に損害が生じたとしても当社は一切の責任を負いません。また、当該取消手続きのために要する人件費等の費用をお客様に負担していただきます。
- 6 親子留学の場合において、親御様若しくはお子様のどちらか一方でも第4項に定める出席日数に足りない場合には、親子両方ともビザの取消の手続きを行います。なお、この場合において、強制的に出国扱いとなりますが、このことによりお客様に損害が生じたとしても当社は一切の責任を負いません。また、親御様若しくはお子様のどちらか一方でも第5項に定める場合にあたる場合におきましても、同様とします。

第五章 契約の解除

第30条（お客様による契約の解除）

- 1 フィジー到着前には、お客様は、以下の表1に定める違約金を支払って、いつでもランデブーに申し出て、プログラム契約をその全部又は一部を解除することができます。ただし、学生ビザの申請認可手続き料（14日を超える滞在の場合）とアレンジ料はお申し込み後、返金できません。

表1 違約金

- ① コース開始日の前日から起算して40日前～31日前まで20%
 - ② コース開始日の前日から起算して30日前～14日前まで50%
 - ③ コース開始13日前～3日前まで80%
 - ④ コース開始の2日前以降または何の連絡もなく現れなかった場合は100%
- 2 前項の場合の返金にあたっては、お客様のカードへの差し戻し以外の方法（国際送金でお客様の銀行口座への入金をご希望の場合など）で銀行手数料等がかかる場合、その費用はお客様負担となります。
 - 3 違約金については、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして取消料の支払いを受けます。

- 4 フィジー到着後にお客様の都合によりプログラム契約を解約した場合の返金はできません。
- 5 お客様による契約の解除は、解除に関する当社所定の書面を、お客様が当社に提出し、同書面が当社に到達した時点で、解除したものとします。

第31条（ランデブーによる契約の無催告解約）

- 1 ランデブーは、お客様が次に掲げる各号の一に該当する場合には、催告することなく本契約を解約することができ、その場合、本契約は、将来にむかって効力を失うものとします。
 - (1) お客様が、破産、私的整理又はこれに類する破産手続の申立を行い、又はその申立を受けたとき。
 - (2) お客様が死亡、所在不明、又は1カ月以上にわたり連絡不能となったとき。
 - (3) お客様が契約を維持しがたい不信行為に及んだとき。
 - (4) お客様が暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力であると認められるとき、または反社会的勢力であったと認められるとき。
 - (5) お客様自ら又は第三者を利用して、当社もしくは他のお客様に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いるなどをしたとき。
 - (6) 当社もしくは他のお客様に対して、お客様自身が反社会的勢力である旨を伝え、又は、自身の関係者が反社会的勢力である旨を示したとき。
 - (7) お客様が自ら又は第三者を利用して、当社もしくは他のお客様の名誉や信用等を毀損し、又は毀損する恐れのある行為をしたとき。
 - (8) お客様が自ら又は第三者を利用して、当社の業務を妨害したとき、又は妨害する恐れのあるとき。
 - (9) お客様が伝染病者であると明らかに認められるとき
 - (10) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
 - (11) 両当事者の責めのない事由に基づいて、法令・規則等によりプログラムを実行することが不可能になった場合
 - (12) 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき
 - (13) その他、両当事者に責めのない場合であって、プログラム契約の履行が社会通念上困難と思慮される時
 - (14) その他当社がやむをえない事由があると認めたとき。
- 2 当社が前項の規定に基づいて本契約を、お客様がフィジー到着後に解除したときは、お客様が既に提供を受けたプログラムに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。なお、お客様がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。
- 3 前項において有効な弁済がなされたものとされる場合においては、お客様がいまだその提供を受けていないプログラムに係る部分に係る金額から、当該プログラムに対する取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

第32条（ランデブーによる契約解除権）

- 1 ランデブーは、お客様の責めによる以下の場合においては、催告の上、本契約を解除することができます。
 - (1) 指定の期日までに必要な書類の送付がなされないとき
 - (2) 指定の期日までに必要な費用の支払いがなされないとき
 - (3) お客様がランデブーに届け出た、お客様に関する情報に、虚偽あるいは重大な遺

- 漏があることが判明したとき
- (4) お客様が海外旅行保険等保険契約を締結しないとき
 - (5) お客様にこの契約に違反する事由があるとき
 - (6) ランデブーの売店、バー、交通費、レストラン、マリナクティビティ代、英語レッスン代その他お客様が支払わなければならない料金の支払いをお客様が怠るとき
 - (7) お客様の行状がランデブーの安全や資産をおびやかすと判断されたとき
 - (8) お客様が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
- 2 ランデブーが前項の規定に基づいて本契約を解除したときは、第30条1項表1に基づく違約金を申し受けます。

第六章 注意事項

第33条（旅券について）

お客様が現在お持ちの旅券が今回の渡航に際して有効かどうかの確認、旅券の取得は渡航までにお客様の責任で行っていただきます。

第34条（保険衛生について）

フィジーの衛生状況については、厚生労働省の検疫感染症に関する情報が掲載されているホームページでご確認ください。

第35条（海外危険情報について）

場合によっては、フィジーについて、外務省が発信する海外危険情報が出されていることがあります。当社も出来る限り海外危険情報は伝達するよう努めますが、お客様におかれましても、外務省海外安全ホームページ等でご確認ください。

第36条（個人情報の取扱い）

当社は、お客様本人の同意なしに、お客様から頂いた個人情報をお客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様にお申込みいただいた留学において、運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配およびそれらサービスの受領のための手続きに必要な範囲以外では利用いたしません。

第37条（一般義務）

お客様は、次の各号を遵守し、プログラムの円滑な運営に協力していただくことになります。

- (1) 法令、公序良俗、慣例に違反するような行為を行わないこと
- (2) 学校、宿泊施設等の各種規則に従って行動すること
- (3) 当社、現地サービス提供機関、学校、宿泊施設、ホームステイ、現地の人々、その他関係先に対して公序良俗に反する行為をしないこと

第38条（その他注意事項）

- 1 ランデブーの状況等については、ホームページで最新の情報をご確認ください。また、ランデブーのパンフレットについても、改定されていることがありますので、最新のものを確認してください。ご確認くださいかなかったことによりお客様に何かしらの不利益や不都合が生じたとしても当社は責任を負いません。
- 2 その他不明な点がある場合には、当社にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

第七章 雑則

第39条（裁判管轄）

この契約に関する訴訟については、ランデブーの所在地を管轄する裁判所を、第一審の裁判所とします。

第40条（約款の変更）

この約款は、将来にわたって変更されることがありますが、お客様との間で締結した契約の内容は契約時の約款のとおりとし、変更されることはありません。

第41条（約款に定めのない事項）

この約款の内容にない事項については、双方が協議して決定します。